

長崎県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画（案）
に対するパブリックコメントの募集結果について

「長崎県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画（案）」について、パブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。お寄せいただいたご意見に対する考え方をまとめましたので公表します。

1 意見募集要項

- (1) 募集期間 令和4年1月4日(火)～令和4年1月31日(月)
 (2) 募集方法 電子申請、郵送、ファクシミリ
 (3) 閲覧方法 ・県ホームページ
 ・県地域づくり推進課、県政情報コーナー
 ・各振興局行政資料コーナー（県北、五島、壱岐、対馬）

2 意見件数 5件（5名）

3 意見の反映状況

| 対応状況 | | 件数 |
|------|---|----|
| A | ・ご意見を踏まえ素案に修正を加え反映させるもの | 0 |
| B | ・素案に既に盛り込まれているもの ・素案の考え方や姿勢に合致し、今後、具体的な施策を遂行する中で反映していくもの | 3 |
| C | ・今後検討していくもの | 1 |
| D | ・反映が困難なもの | 0 |
| E | ・その他 | 1 |

4 提出された意見の趣旨及び県の考え方

| 番号 | 意見の趣旨 | 対応区分 | 県の考え方 |
|----|---|------|---|
| 1 | 再生可能エネルギーの活用や、有事の際の通信の確保のために、必要な海底ケーブルを設置してはどうか。 | E | 本県の離島地域における再生可能エネルギーの活用のための新たな海底ケーブルの敷設等や、住民の安全・安心な暮らしの確保、産業振興等に必要な通信環境の確保については、国に対して要望しており、引き続き実現に向けて努めてまいります。 |
| 2 | 気候変動で自然災害が頻発・激甚化する中、港湾施設の強靱化や自然災害等で被災した際の復旧の迅速化なども含め、離島地域の港湾等の維持管理、改修等に引き続き力を入れていただきたい。 | B | 離島地域を多く有する本県においては、人流・物流の拠点となる港湾等の整備が重要と考えており、防波堤の改良や施設の老朽化対策などに取り組んでいるところです。引き続き住民の安全・安心に資する港湾等の整備促進に努めてまいります。 |

| | | | |
|---|---|---|--|
| 3 | <p>運賃低廉化の対象者の確認のための「島民カード」については、発行の事務手間、費用等を考慮し、マイナンバーカードに替えることができないが。</p> | C | <p>住民確認時のマイナンバーカードの活用については、実施事業者のシステム改修が必要になることや、割引対象者の確認（準住民の取扱いや全国の発券空港における住所地の判別など）が困難であること等が課題と考えております。マイナンバーカードの活用については引き続き関係自治体、実施事業者と協議を続けてまいります。</p> |
| 4 | <p>コロナ禍の中、日本ジオパークの認定や連続テレビ小説「舞いあがれ！」の舞台になるなど明るい話題もあるが、先の国勢調査の結果でも離島の人口は大きく減少している。このため、地域社会の維持は長期的に腰を据えて取り組む必要があり、息の長い取り組みを期待する。</p> | B | <p>有人国境離島法は令和8年度末までの時限立法とされており、本県としても今後、法の改正・延長に向けて国への要望等を行っていく必要があると考えております。そのためにもまずは、令和4年度～令和8年度を期間とする当計画に記載の取組等を着実に実施し、計画に掲げる目標の達成に努めてまいります。</p> |
| 5 | <p>有人国境離島法に基づく運賃低廉化や雇用機会拡充の取組は、長崎県の離島地域の地域社会の維持のために必要不可欠であるため、令和8年度以降も継続されるよう、国への働きかけを行ってほしい。</p> | B | <p>有人国境離島法は令和8年度末までの時限立法とされており、本県としても今後、法の改正・延長に向けて国への要望等を行っていく必要があると考えております。そのためにもまずは、令和4年度～令和8年度を期間とする当計画に記載の取組等を着実に実施し、計画に掲げる目標の達成に努めてまいります。</p> |